

日本赤十字社の活動資金にご協力をお願いいたします。

ご協力は任意です。

〔お願い〕

- 500円を目安にご協力をお願いしております。お志のある方は1,000円以上のご協力をいただけましたら幸いです。
- ご協力いただける場合は、氏名等をご記入ください。ただし、ご記入は任意です。
- 一定額以上のご寄付は税制上の優遇措置を受けることができますので、領収書が必要な方は必ずご記入ください。

令和 年 月 日

ご住所（自治会名		班	）
燕市			
氏名			
金額			円

※ご記入いただいた個人情報は、赤十字活動資金へのご協力に関する目的以外に使用したり、ご本人の同意がなく第三者に提供したりすることはありません。

日本赤十字社新潟県支部 燕市地区

〈事務局〉

〒959-0295 燕市吉田西太田1934

燕市役所 健康福祉部

社会福祉課 地域福祉係 Tel.0256-77-8104(直通)

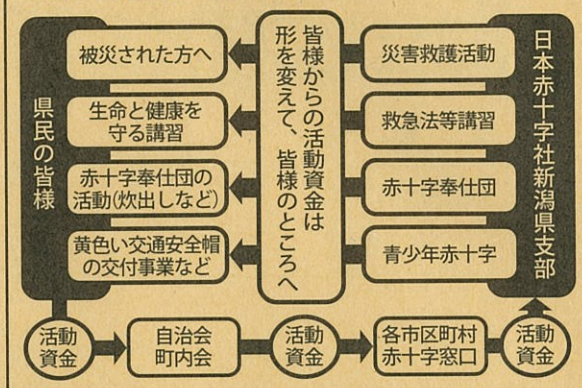


赤十字活動資金は、度重なる災害に対する
救護活動や国際救援のほか、
皆様の地域にも還元されています。



未来につながるいのちを守る～新入学児童への交通安全帽寄贈～

〈赤十字活動資金の流れ〉



○税制上の優遇措置【日本赤十字社に活動資金（会費・寄付金・海外救援金）を寄付した場合】
【個人として寄付した場合】

区分	所得税の控除	個人住民税の控除
寄付金の内容	日本赤十字社の事業全般に対する寄付 < 特定寄付金 >	日本赤十字社各都道府県支部にお寄せ いただいた寄付で、総務大臣が承認し たもの（※1）（※2）
適用期間	ご寄付いただきました時期にかかわら ず、優遇措置が適用されます。	ご寄付いただきました時期にかかわら ず、優遇措置が適用されます。（※1） （※2）
措置の内容	寄付金の金額（ただし、上限は寄付者 の年間所得総額の40%）から2千円 を差し引いた額が、寄付者の年間所得 総額から控除されます。	寄付金の金額（ただし、上限は寄付者 の年間所得総額の30%）から2千円 を差し引いた額の10%が、寄付者の 住民税額から控除されます。

- ※1 お住まいの都道府県の支部への寄付に限られます。
- ※2 都道府県ごとに募集金額に上限があります。上限額に達した以降の寄付は、適用から除外されます。
- ※3 相続税の申告期限内（相続開始があったことを知った日の翌日から10か月以内）に寄付した場合に適用されます。